

会計・契約事務の対応

発災直後、各所属から給与システムへのデータ送信ができなくなったため、3月分給与が現金支給となる事態が想定された。会計課では、発災当日に2月分データをもとに給与システムに入力し、現金支給となる事態を避けた。また、沿岸部の金融機関が被災し、通常の会計処理が不可能となったため、行政活動に必要な資材、消耗品等を購入するために急ぎよ、常時資金として現金を用意し、津波被害を受けた東部及び気仙沼地方振興事務所に持参することとした。

契約課では、3月14日、未開札案件は中止、開札済みで未契約案件は取消しする旨を関係機関に通知したほか、3月16日、現在施工中の工事等の取扱について、損害金による打切精算や、2か月程度工事を中止し必要に応じ部分払を行う旨を関係機関へ通知した。また、復旧工事の契約のスピードを上げるため、平成23年6月1日より、県発注工事等の入札及び契約手続等に関して「特別簡易型」総合評価落札方式を導入した。

年 月 日

H23

年	月	日	主な県の対応等
		3	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の途絶により、各所属から給与システムへのデータ送信が不可となる ・3月給与に係る所属内控除未了の所属の抽出を情報システム課に依頼
		11	<ul style="list-style-type: none"> ① 給与担当者3人が26所属992人分の控除額を給与システムに入力(12日) ・七十七銀行より為替の通信規制をする信用金庫7件の情報提供 ・7信用金庫を給与振込、財形貯蓄先としている職員を抽出 ・未開札案件や開札済みで未契約案件の取扱いについて県関係機関へ通知
		14	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における職員の立替払の取扱いについて」をイントラネットの連絡事項に掲載
		15	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における職員の立替払の取扱いについて」をイントラネットの連絡事項に掲載
		16	<ul style="list-style-type: none"> ① 東部及び気仙沼地方振興事務所に常時資金計400万円を前渡し ・各局局主管課長補佐会議を開催し、金融機関の状況及び給与支給に係る取扱いを説明 ・東北地方太平洋沖地震に伴う施工中の工事・建設関連業務の取扱いについて県関連機関へ通知
		17	<ul style="list-style-type: none"> ・「二部金融機関への振込不可について」をイントラネットの連絡事項に掲載
		24	<ul style="list-style-type: none"> ・「東北地方太平洋沖地震で被災した建設工事等の契約に関する相談窓口」を設置
		28	<ul style="list-style-type: none"> ・「東北地方太平洋沖地震による被災に伴う会計事務の取扱いについて(第1報)」を庁内リンク集の会計課「職員のための会計事務のページ」に掲載(以降、4月27日の第8報まで続く)
		31	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来する県の債権に係る督促期限を最大6か月延長できるように財務規則を改正 ・東部及び気仙沼地方振興事務所に資金前渡しした常時資金を一旦精算
		6	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に伴う宮城県発注工事等の特例措置を実施
		30	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所に資金前渡しした常時資金を精算(当該常時資金の取扱いを終了)

① 転機となった取組等

何が起こっていたのか

会計事務（給与）

3人で手分けして夜通しで

平成23年3月11日～14日

3月分給与支給への対応

発災直後、通信が途絶したため、各所属から給与システムへのデータ送信ができなくなった。その時点ではデータ送信未了の所属が相当数あり、その所属に係る給与の口座振込を行えず、現金支給となってしまう事態が想定された。所属内控除のデータ送信期限が14日(月)午後2時であったため、情報システム課にデータ送信未了の所属抽出及び当該所属に係る2月分所属内控除額のデータ出力を依頼し(教育庁、警察本部を含む)、知事部局に係る26所属・992人分の控除額を3人の職員で給与システムに入力した(教育庁、警察本部はそれぞれ処理)。

発災の前月の給与システム担当会議でシステムがダウンした場合のシミュレーションをしていたことが迅速な対応につながった。

会計課職員

「3月11日は、給与支給額が固まって、指定の口座に入金する額を入力する時期だったんです。週明けの14日の2時が締切りで、そのときにデータを正しく入れてあげないと、全部現金支給になってしまうんですね。こういう状況の中で、現金支給になるということも要らない手間を余計にかけることにもなりません、職員も給料日にお金が入らないと大変

な場合もあるでしょうからということ、私たちとしては、まず支給日もしっかり職員の指定の口座に入れることを、第一義的な使命として動きました」

「まず情報システム課から、各所属がまだ送信できていない分を抽出したリストをもらって、その所属に代わって、私たちがその作業をしました。とりあえず前月の2月の情報を教えてもらって、その紙を見ながら一人ずつ入力しました。知事部局992人分を3人で手分けして夜通しで」

「毎月システム給与三課の定例の打合せをやっていたとして、前の月に災害や事故の発生でシステムがダウンしたときにどうしようかというのをたまたま話し合っていました。所属内控除の期間であれば、やむなく前月のデータを使うしかない」と話し合っていたのでスムーズな仕事に結びついた部分はあります」

3段階に分けたスキーム構築

平成23年3月14日～17日

被災した金融機関への対応

各金融機関が被災し、特に信用金庫・信用組合(7行。その後4行追加)は通信規制により、振込データ等の送信が不能となった。主な給与取扱先である指定金融機関及び指定代理金融機

関も被災し、沿岸部を中心に多数の支店が通常営業できない状況となった。3月16日には、各局局主管課長補佐会議を招集し、金融機関の状況及び給与支給に係る取扱いを説明するとともに、あらゆる手段で所管公所に連絡するよう依頼した。

会計課職員

「所属の通帳を被災した信用金庫に設定している場合は、口座開設が可能なところで、新しい口座を作ってもらってそれに入れる。それができない場合は、給与以外の口座を所属でもってあれば、そちらに仮入れさせてもらう。それも不可能であれば、一旦県の会計管理者の口座でお預かりして、処理が可能になったら処理しますという形で。一応3段階に分けてパターンを作りました」

会計事務（常時資金）

そんな金あるわけねえだろう！

平成23年3月14日～16日

地方振興事務所への資金前渡対応

津波により沿岸部の合同庁舎(東部及び気仙沼)各事務所の執務室が浸水し、財務総合管理システムが使用不能となり、通常の会計処理が不可能となった。行政活動に必要なガソリン、消耗資材等の購入について、単価契約等にかかわらず、納入可能業者からの緊急的現金購入の必要に迫られたが、購入するための資金(現金)がない状況となった。被災状況が甚大で各事務所が緊急的な資金の調達は難しいと判断し、会



石巻信用金庫本店前(石巻市)



被災した気仙沼合同庁舎



気仙沼信用金庫、イコーレ(気仙沼市)

会計課職員

「イントラネットに「緊急時につき、職員の立替払を認める」旨の通知を掲載したんです。ところが、被災した合同庁舎では、それは見る状況になかった。数日たってようやく衛星電話で気仙沼地方振興事務所と話を通じて「必要であれば職員が立て替えて物資を購入してもいい」と伝えたところ、「何言ってるんだ、津波で銀行のATMは流されたり、水没

して使えない。職員は立替えしなくても現金が下ろせないんだ」と、津波被害の窮状を訴える切羽詰まった話がありました」

「その場面を私は覚えていますが、相手が誰だったかは分からなかったんですが、会計課長が『急ぎの場合は職員の立替払で』というような説明をしていたら、相手側から『そんな金あるわけねえだろうー』という怒鳴り声が3〜4m離れている私の席まで聞こえてきました」

「常時資金は突発的な支出のためのもので、原則上限30万円というルールだったんですが、必要に応じて会計課長と協議し認められれば上限を超える額も可能なので、私が課長に『会計課長がOKと言えばなんぼでもいいのでは』と言ったところ、会計課長は『よし分かった』と言うやいなや、直ちに財政課へ直談判のため出向き、1000万円を財政課に認めてもらったんです。その後、会計管理者の指示で最終的には気仙沼に300万円、東部に100万円の現金を持参することになったんです」

なるべく現場の負担がないように

平成23年3月末〜7月末

精算方法の簡略化

東部及び気仙沼地方振興事務所における資金前渡した常時資金の精算は、被災地では津波による停電や浸水でレジも使えず、職員は領収書をもらうことが困難な状況であったため、現場職員の負担を極力減らそうと、財務規則の細かなルールにとらわれない、柔軟な対応として簡易的な精算方法で対応した。

会計課職員

「現場の状況を聞きますと、電気も通っていないのでレシートも打ち出せないし、長蛇の列でガソリンを買っており、そのような最中で手書きの領収書などを書いてもらえないような状況ではありませんでした。レシートも領収書もなくどうしようかというときに、『職員が何々に使いました』という支払証明書を書いてもらって、それで処理しようということとを当時の企画班長と相談して決めました」

「なるべく現場の負担がないようにということで、最小限、日付と何に使ったか、誰が支払ったかが分かる様式を作って、日々の精算ではなくて、両地方振興事務所で各々責任者を決めて、そこで取りまとめた書類を会計課に持つてきてもらって、会計課の方で毎月最後の精算をしていました」

「購入していたのは、主にガソリンだったり、震災直後だとスコップとか軍手とか、そういう資材です。あと、職員が家に帰れなかったり食事もなかったりという状況があったので、いろんなところからなんとか食材を購入してきたようで、現地で炊き出しをしたようなことが読み取れる記録もあり、詳細が分からない支払の確認作業に苦労しました」

「財務規則の細かなルールを全てクリアした書類ではなかったのも、もしかしたら後々不適正な会計処理をしたということでも処分されるかもしれない。しかし、平時ならともかく、津波の被害を受け、混乱し苦悩している現場職員をなんとか救わなければ、と思いついてやった部分はありました。災害時には、そういったルールに基づかずにはやらざるを得ないことがあるんだと思います」

入札してくれた建設会社さんに電話連絡をとるんですが、電話が通じない。沿岸の建設会社さんは、どこに連絡すれば代表の方と連絡がとれるのかすら不明な場合もありました」

工事途中で跡形もなくなった

発災直後〜平成23年3月末

発災時点で施工中の工事への対応

優先度の高い応急工事や災害復旧工事への対応のためには、建設機械、資材の調達や技術者の確保等、建設企業等の協力が不可欠であり、年度末の資金繰りの厳しい現状を踏まえ、年度内完了予定の工事等については、完成や出来高による支払を迅速に行う必要があった。

そのため、3月16日、農林水産部、土木部及び出納局の連名で、災害対応を優先できるよ、現在施工中の工事等の取扱いについて、次の内容で関係機関へ通知した。

- 被災していない場合、受注者の意向を踏まえ、2か月程度中止し、必要に応じ部分払いを行う。
- 被災している場合、被災の程度により、損害金による打切精算や、2か月程度中止し、必要に応じ部分払等を行う。
- 出来高確認の簡素化を行う。

契約課職員

「工事途中で跡形もなくなっているものがありました。工事したのに何も無い、業者さんは不安ですよ。お金ももらえないだろうかと、そういった問合せはたくさんありました。公共工事の契約約款というものが標準的に決められているんですが、不可抗力でそうなった場合には、契約の相手方、工事の業者さんは、1%だけは飲まないといけないんです。1億の工事だと、業者さんに100万円は飲んで

災害時に督促をしなければならぬのか？

平成23年3月末〜7月末

会計事務の取扱いの周知と財務規則改正

震災に伴う会計事務の取扱いについて、会計課に問合せが多数寄せられたため、3月28日、問合せの多い代表的な質問をまとめて「東北地方太平洋沖地震による被災に伴う会計事務の取扱い」（以下「会計事務の取扱い」）をインターネットに掲載し、随時更新の上、周知に努めた。

また、事業者の被災状況を考慮し、3月31日付で財務規則を改正して督促期限を最大6か月まで延長することとした。

会計課職員

「会計事務の取扱い」を職員向けイントラに掲載した都度いろんな問合せがあり、最終的

契約事務（工事の繰り越し）

迷うことなく一旦中止

発災後1週間

未開札案件、開札済み未契約案件への対応

震災により、通信・移動手段の確保が困難になり、入札者や発注者と連絡がとれない状況が予想されたため、入札・契約の進捗状況や受注側の状況に応じた対応が必要であると判断し、3月14日、農林水産総務課、事業管理課及び契約課の連名で、未開札案件や開札済みで未契約案件の取扱いについて、未開札案件は中止、開札済みで未契約案件は取り消す旨を関係機関に通知した。

ので、それをもって完成を認め、お支払することになるんだろうなど。金額が大きかったので、『これどうやって払うんだ？』と皆で額を寄せて悩んで。国費も入っていたと思いますけど、本当にお金ももらえないだろうかと情報収集しながら悩みました」

「出来高検査のルールでは、金額によって検査官が現場に行って確認しなければならぬものがあります。それを現場の事務所のみでできるようにといった簡素化を図りました」

場面の追加の金額や、緊急の場合に物資を高い値段でも買わざるを得なかったケースなどについては見積りを取って、妥当な金額を検討して決めておりました」

「まずは啓開作業ということで、復旧に行くための道路を造る作業から始まります。その契約や積算の仕方は、これまでに経験がなかったもので、関係省庁に御指導いただきながら決めていきました。いずれ災害復旧費として国費も頂きますから、国と情報共有を密にしながら、金の支払は心配せず行けというように、出納局として応援する立場でしたので、その下支えという裏付けを取っていくのが私の作業でした」

に第8報まで掲載したと思います。問合せがあるものへの対応は当然、問合せがなくても今後、県としてどう対応すべきかを事前に示す必要があると思ったので、問合せに答えるだけでなく、『このような場合には、このように取り扱います』ということを規則改正に先立ち周知しました」

「県の財務規則では『納付期限が過ぎた場合20日以内に督促を出す』ことになっているんですが、『このような災害時にも督促しなればならないのか？』という問合せがあったため、財務規則の改正が必要となりました。猶予期間については迷いましたが、1年だと長すぎるし、この状況が3か月で収まるとは見通せなかったもので、一旦、6か月で改正し、必要に応じてさらに延長することとしました」

契約課職員

「被災されている方もいるし、そもそも連絡のとれない方もたくさんいらっしゃったので、これはどういった案件であっても一旦中止しようという判断でした。当時の出納局長がしつかり最初から判断されて、迷うことなく運用しました。県が発注する工事は大きな金額ですので、いろいろな問合せもあり、非常に大きな問題でしたけれども、すっぱり決めたという形でした」

「未開札案件の中止についての周知は、一般的な入札公告と同じようにインターネットや合同庁舎への公告を通して行い、あとは問合せを待ちました。開札済みの案件については、

地元の会社に元気になってもらうために

平成23年6月

「特別簡易型」総合評価落札方式の実施

震災により甚大な被害を被った県の早期復興のため、平成23年6月1日より、県発注工事等の入札及び契約手続等に関して、被災者の雇用や施工地により近い地元企業に加点評価する「特別簡易型」総合評価落札方式を導入した。また、受注機会を拡大するため、一定条件の工事を対象に現場代理人の常駐義務を緩和する等の特別措置を講じた。

しかし簡素化が図られた一方で、実行能力が乏しい業者が参入するケースも発生した。

契約課職員

「総合評価落札方式は、提案に点数をつけるので非常に時間がかかります。早く工事に着工してほしいわけですから、契約のスピードも重視しなければなりません。そこで簡素化して、事前に入札の参加登録という仕組みがあるので、そこでチェックできれば個別にチェックしなくていいよねとか、一つ一つ簡素化できる項目を洗い出して特別簡易型を作りだしていきました」

「我々が最初から意識していたのは、地元の会社さんにまず元気になってもらうためにこの総合評価落札方式を役立てることができないかということでした。被災された地元の方や、農家の方も田んぼが潮水につかって仕事がないわけですから、一時的でも建設作業で働いていただく形で被災者を雇用していきましよう」と

「特別簡易型は、提案部分がないため、できもしないのに受注して、なかなか着工しない

「建設作業員の現場の掛け持ちを可能にするというルールも作りました。宮城県はルールが厳しくて、専任でこの現場にかかりきりやらなければならぬケースがほとんどなんです。2500万円以下の工事は兼業を可としました。実際は、2500万円以下の仕事はあんまりなかったんで、実際にどの程度の効果があったのか判断が難しいところなんです」

「追加の特例措置として復興J-V制度を創設したものの、入札不調が約3割から4割程度発生していたことから、入札不調の対応をしたり、なるべく入札者の負担が少なくなるよう、事業者に対してアンケートを行ったりして、その結果を制度に反映させました。例えば、技術者の複数案件へのエントリーや、事業者が受注後に下請けを決めることなどを可としました。また、入札公告中に設計図書等に間違いがあった場合にも入札を中止とせず、訂正して続行できるようにしました」

災害対応の経験から学んだこと

ルールに縛られない対応が必要

会計課職員

「財務規則に基づく常時資金の取扱いではなかったのですが、令和3年度において、震災特例として措置してきた35項目のうち、4項目を廃止し、残り31項目については継続することとした。なお、31項目うちの6項目については、大規模災害パッケージとして、今後大規模な災害が発生した場合にそれを即時に適用することで、迅速な復旧業務に対応できるようにしている」

大規模災害パッケージ

●**復旧・復興のための共同企業体の活用**
県内建設企業の施工力の強化や不足する技術者等を広域的な観点から確保するため、県内の建設企業が県外の建設企業と共同企業体を結成し、工事を行うもの。

●**総合評価落札方式における特別簡易型の適用**
技術的難易度がそれほど高くない工事に適用するもの。

●**履行能力確認調査の簡素化・迅速化**
数値的判断基準による調査で履行能力確認調査が必要とされた場合に、誓約書を提出することとで、履行能力確認調査を省略できることとしたもの。

●**入札保証（ポンド）適用工事の適用緩和**
総合評価落札方式を適用する設計額（税込込み）1億円以上の工事を対象としている入札保証金を、5億円以上の工事を対象とするもの。

●**見積期間の短縮**
見積期間の日は原則として土曜日、日曜日を含まないものとしているが、入札期間の短縮を図るため、土曜日、日曜日を含む日数を見積期間とするもの。

●**等級別発注可能金額の引上げ**
各発注等級に応じた発注可能金額の上限を引き上げるもの。

「とに迅速に対応しなければならぬことがありと身をもって学びました」

後方支援で貢献しているという自覚

会計課職員

「我々の仕事は直接被災者と接することもないですし、そういう所に行く業務もなかったんです。自分の中であまりにも大きい震災だったので、『この仕事って県民のためになっているんだろうか』っていう思いが結構あって、その気持ちをどうしようかなというところはありました。ただ我々会計課の仕事は、職員が安心して復旧や活動に当たれるようにしっかりと縁の下から支える仕事なので、直接は何もできないかもしれないけれど、職員をしっかりと支えていこうというところで、なんとなく目標が一致したかなと思っています」

日頃から関係者との良好な関係を築く

会計課職員

「日頃業務の中でやりとりをする関係者の方々と良い関係を築いていくことで、いろんな難しい場面が出てきても、スムーズに事が進んだりするので、そういったことも重要かなと思います。我々の場合だと日頃から連携してやっている銀行さんとか、あとは給与三課といわれる県警さんとか教育庁さんとか、システム課だったりとか、そういうところになると思います」

常に小さくコミュニケーションしておく

会計課職員

「常に起きるかもしれないことを、時々でいいので思い出す。それが起きたらどう対処するか小さくコミュニケーションしておくという

現職の声

災害時でも給与支給日を遅らせなかったことがBCPに生きている

会計課職員

「私は以前情報システム課で、給与のシステムの担当をしていたことがございまして、そのときによく上司から『震災のときであっても、給与支給日というのを遅らせることなく支給したんだ』という話は、BCPなどの話をするときによく聞いていました」

当時築いた基礎が現在役立つ

契約課職員

「令和元年の台風災害があった際、今入札執行中の案件をどうするのか、継続するののか、止めるののか、業者への対応をどうするのか、契約担当課として、判断を求められる部分があるいろいろなあったんですけども、そのとき、震災のときにどうしていたのか、どういう対応を取っていたのか、大きな判断材料になりました。震災の当時、（皆さん）大変苦労されたと思うんですけども、そのときの基礎が大変大きく役立つております」

参照

記録誌等
・東日本大震災の記録（平成23年3月11日から180日間の回顧録）（宮城県出納局平成23年12月）
・東日本大震災の記録（宮城県出納局会計課ウェブページ）

「のが、心構え的なところでは大事なのかなという気はします。結局私たちは咄嗟のときで、動けたとしても手は2本しかないし、頭も一つしかないんで、できることは限られているんですけども。だからその中で何ができるかを、たまにいいの、思い出して、準備しておくのがいいのかもしれないと思います」

休日とは頭から仕事を切り離す

契約課職員

「私はもともと技術系なので、入札契約の事務は初めてでした。とにかく発注件数が多くて年間1000件を超えていたと思います。休みになれば、もう全部頭から仕事は切り離すというか、とにかく体に、健康に注意しながら業務をこなしていました」

より良い公共工事とするために

契約課職員

「契約課が担う業務としては、競争性と公平性と透明性を確保した中で特例を作る。これに尽きると思うんですけども、必要に応じていろいろ仕組みを変えながら、より良い公共工事を目指す。建設産業が地域でしっかりと生き残って、災害のときにはすぐ機動的に動いてもらえるような仕組みになるよう、頭を使わなくてははいけないと思っています」

今後の災害対応に向けた取組等

会計事務

県の歳入に関して、納期限までに納付されない場合は20日以内に督促を行う必要があるが、震災当時の特例措置として、被害を受けて納付が困難と認められる場合は「督促を平成23年10月20日までに行うことができる」という督促期限の延長を行った。

このときの経験をもとに、その後発生した令和元年東日本台風においても、被害を受けた納入義務者の債権について同様の督促の特例措置を行った。また、新型コロナウイルスの感染拡大により国内で初めて緊急事態宣言が発令された際は、不要不急の外出自粛が求められたことから、納期限や督促期限の延長のほか、押印のない請求書による支払を可能とする措置を講じた。非常事態でも速やかに必要な対応を検討し実行することができたのも、東日本大震災の経験があったからこそである。

今後の災害対応についても、積み上げてきた先行事例を生かして、柔軟な制度の運用を行い、納入義務者の負担軽減を図ってきたい。

契約事務

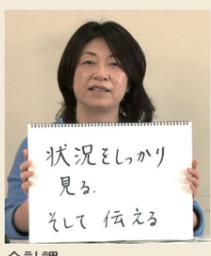
令和元年度東日本台風に係る復旧工事に当たっては、東日本大震災の復旧・復興工事に適用してきた特例措置の一部を適用し、迅速かつ適切な災害復旧事業に取り組んだ。

また、震災から10年が経過し、復旧・復興の終了に伴い、その役目を終えるもの、今後も継続して措置する必要があるものを項目ごとに整



後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



会計課



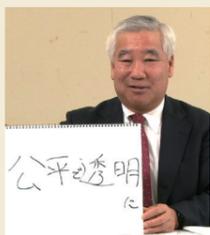
会計課



会計課



会計課



契約課



契約課